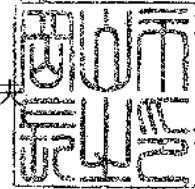


岡山市告示第 575 号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、令和3年5月18日岡山市告示第462号により指定した区域について解除する。

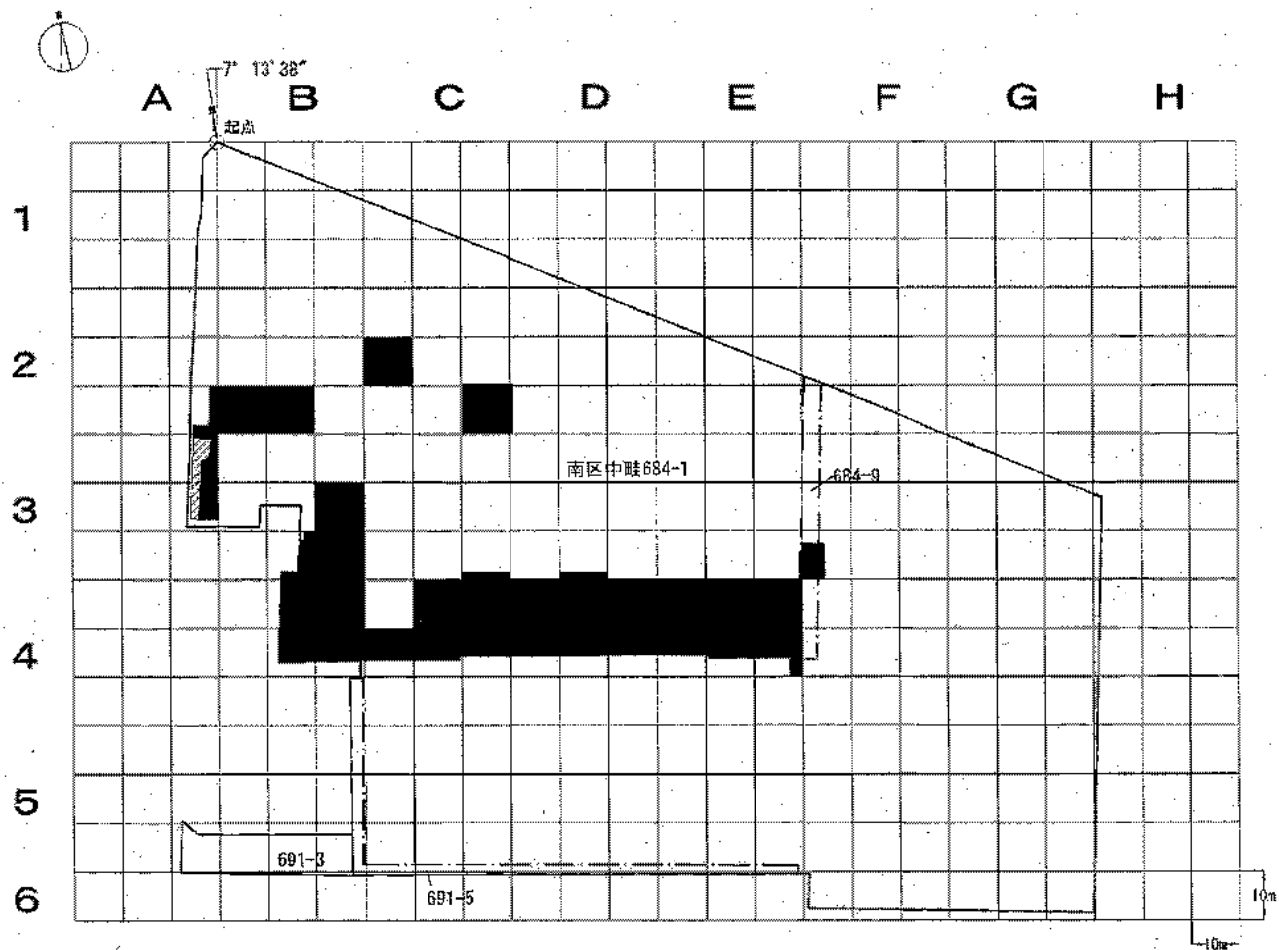
令和 3 年 7 月 5 日

岡山市長 大 森 雅 夫



- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域
岡山市南区中睦684番1の一部（別図のとおり）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
砒素及びその化合物
ふっ素及びその化合物
ほう素及びその化合物
- 3 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
砒素及びその化合物
ふっ素及びその化合物
ほう素及びその化合物
- 4 講じられた汚染の除去等の措置等
土壤汚染状況調査の追完により基準に適合するとみなせる土地であることを確認

(別図) 指定を解除する区域



凡例

- : 指定済みの区画
(形質変更時要届出区域)
- ▨ : 指定を解除する区画
(形質変更時要届出区域)

- (1) 起点は岡山市南区中畦684-1の最北端である。
- (2) 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心とした右回りに7度13分38秒回転させた角度を示す。